

その他提出が必要な書類について

◎：必須書類 ○：工事内容に応じて必要となる書類

	書類	備考	書類の 要否
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（様式第七）	・ 軽微な変更以外の変更が発生した場合に提出する書類 ・ その他変更箇所の前後が分かる書類等	○
2	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（様式第八）	・ 軽微な変更以外の変更が発生した場合に提出する書類 ・ その他変更箇所の前後が分かる書類等	○
3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（様式第九）	完了後 4 日以内	◎
4	土石の堆積に関する工事の確認申請書（様式第十一）	完了後 4 日以内	◎
5	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書（様式第十三）	・ 完了後 4 日以内 ・ 政令23条で定められた規模の工事かつ特定工程を行う場合提出する書類	○
6	宅地造成等に関する工事の着手届	着手する日の前日までに提出	◎
7	宅地造成等工事変更届出書	法16条第2項の規定による軽微な変更が発生した場合に提出する書類	○
8	宅地造成等工事（中止・再開・廃止）届	工事の中止，再開，廃止等が発生した場合に提出する書類	○
9	定期報告書	以下の規模の宅地造成又は特定盛土等の工事を行う場合，許可から3カ月ごとに提出。 ①盛土をした土地の部分に高さ 2 mを超える崖が生ずる ②切土をした土地の部分に高さ 5 mを超える崖が生ずる ③切土と盛土を同時に行った土地の部分に高さ 5 mを超える崖が生ずる ④高さ 5 mを超える盛土（崖は生じない） ⑤①～④に該当しない切土又は盛土で面積が3,000㎡を超えるもの	○
		以下の規模の土石の堆積に関する工事を行う場合，許可から3カ月ごとに提出。 ①高さが5mを超え，かつ1,500㎡を超える土石の堆積 ②①に該当しないもので3,000㎡を超える土石の堆積	○